

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第107号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岩手県条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 [略]</p> <p><u>(契約に関する条例の廃止)</u></p> <p>2 [略]</p> <p><u>(財産の取得又は処分に係る基準の特例)</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第78条第3項に規定する復興交付金を充てて建設し、又は買い取った公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅及び同条第9号に規定する共同施設の売払いについては、第3条の規定にかかわらず、議会の議決に付すことを要しないものとする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。